

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和6年2月9日

鶴岡市長 皆川 治

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

別紙の通り（62地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和6年2月9日

3. プラン修正理由

別紙の通り

4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる

農業者（担い手）の状況

別紙の通り

5. 地域農業の将来のあり方

別紙の通り

6. 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

別紙の通り

令和5年度 第5期 鶴岡市 人・農地プランの認定について (鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【 上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値 】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
10	滝沢	R6. 2. 9	・ 中心経営体の追加 1人 ・ 中心経営体の経営面積変更 5人	(17) 18	(15) 16	(2) 2	(0) 0	(17) 18	(8) 9	(0) 0	(9) 9	・ 担い手はいるが十分ではない。 ・ 担い手に集積・集約化する。	・ 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・ 中心となる経営体と連携する者は、農地の貸し付け、水管理などの役割を担うほか、技術的な助言を行う。 ・ 中山間地という条件不利地に位置し農用地の賃貸借・作業受委託が進まない中、作業受託を中心とした集落営農組織の設立を目指す。	・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
11	上山谷	R6. 2. 9	・ 中心経営体の追加 1人 ・ 中心経営体の削除 1人 ・ 中心経営体の経営面積変更 2人	(8) 8	(7) 7	(1) 1	(0) 0	(8) 8	(4) 4	(0) 0	(4) 4	・ 担い手はいるが十分ではない。 ・ 担い手に集積・集約化する。 ・ 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・ 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・ 中心となる経営体と連携する者は、農地の貸し付け、水管理などの役割を担うほか、技術的な助言を行う。 ・ 中山間地という条件不利地に位置し農用地の賃貸借・作業受委託が進まない中、作業受託を中心とした集落での取り組みを目指す。	・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
13	谷定	R6. 2. 9	・ 中心経営体の属性変更 1人	(27) 27	(24) 24	(3) 3	(0) 0	(27) 27	(14) 13	(1) 1	(12) 13	・ 担い手はいるが十分ではない。 ・ 担い手に集積・集約化する。 ・ 担い手の分散錯圖を解消する。	・ 土地利用型農業については母狝ファーム及び地域の中心となる経営体が農用地の受け皿組織となり、個人の離農者や規模縮小農家の対応にあたる。 ・ 地域特産物の孟宗・茗荷や枝豆・花卉については複合化を進め収益の向上に努める。	・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
24	大泉 (白山、矢馳、山田、布目、大淀川、小淀川、寺田、井岡、岡山、森片、上清水、中清水、下清水、清水新田)	R6. 2. 9	・ 中心経営体の追加 1人 ・ 中心経営体の削除 1人 ・ 中心経営体の経営面積変更 1人	(171) 171	(157) 157	(13) 13	(1) 1	(171) 171	(98) 97	(1) 1	(72) 73	・ 担い手に集積・集約化する。 ・ 担い手の分散錯圖を解消する。 ・ 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・ 地域の認定農業者に集積等を図り農業生産の維持をめざす。 ・ 集落営農組織の法人化を進め、地区農業の大きな担い手を目指すとともに、認定農業者や、個別農業法人と作業受委託等も含めて、相互連携を図っていく。 ・ 地区での6次産業化や観光農業に向けた取り組みも徐々にすすめていく。	・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
26	柳田	R6. 2. 9	・ 中心経営体の追加 1人 ・ 中心経営体の削除 1人	(4) 4	(4) 4	(0) 0	(0) 0	(4) 4	(2) 1	(0) 0	(2) 3	・ 担い手はいるが十分ではない。 ・ 担い手に集積・集約化する。	・ 水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・ 中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	

令和5年度 第5期 鶴岡市 人・農地プランの認定について (鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【 上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値 】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
30	文下	R6. 2. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> </ul>	(23) 22	(21) 20	(2) 2	(0) 0	(23) 22	(16) 15	(3) 3	(4) 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>農業者と新規就農者が連携し、労働力調整とともに生産技術や経営技術の習得をともに目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
46	林崎	R6. 2. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の削除 2人</li> </ul>	(13) 12	(13) 12	(0) 0	(0) 0	(13) 12	(10) 8	(0) 0	(3) 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開する。</li> <li>新規就農者同士が連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。</li> <li>中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
50	覚岸寺	R6. 2. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> </ul>	(7) 6	(6) 5	(1) 1	(0) 0	(7) 6	(6) 6	(0) 0	(1) 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>中心となる経営体と連携する者(自給農家・兼業農家)は、農地の貸付、水管理等の役割を担うほか、知見を生かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
53	上郷 (石山、楯川原、水沢、広浜、大谷上、大谷下、中山、矢引、中沢、大荒、上京田、金山、山口、竹の浦、草井谷)	R6. 2. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の属性変更 1人</li> </ul>	(95) 95	(92) 92	(3) 3	(0) 0	(95) 95	(54) 53	(3) 3	(38) 39	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>耕作放棄地を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>集落の機械共同利用組合により、共同作業により農作業を実施する。</li> <li>新規就農者同士で連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>

令和5年度 第5期 鶴岡市 人・農地プランの認定について (鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【 上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値 】							5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農 (任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				
59	大山地域 (西町、南町、銅町・向町、友江、上・本町)	R6. 2. 9	・ 中心経営体の追加 21人 ・ 中心経営体の経営面積変更 11人	(26)	(24)	(2)	(0)	(26)	(17)	(0)	(9)	・ 担い手は十分確保されている。 ・ 担い手に集積・集約化する。 ・ 担い手の分散錯圖を解消する。	・ 規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 ・ 農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 ・ 稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 ・ 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。	・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
				47	43	4	0	47	24	0	23			
65	三ヶ村 (千安京田、面野山、辻興屋)	R6. 2. 9	・ 中心経営体の属性変更 1人	(34)	(26)	(8)	(0)	(34)	(29)	(0)	(5)	・ 担い手はいるが十分ではない。 ・ 担い手に集積・集約化する。 ・ 担い手の分散錯圖を解消する。	・ 三ヶ村地区では、水稻・大豆をはじめとする土地利用型農業の振興に重点を置き、地区内の4法人を中心に、地域間分散錯圖の解消を進め、農地を集積し、経営の安定化、地域の農地保全を図る。	・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
				34	26	8	0	34	28	0	6			
合計(前回)				(391)	(363)	(27)	(1)	(391)	(229)	(8)	(154)			
合計(今回)				410	380	29	1	410	230	8	172			

令和5年度第5期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	上町	R6. 2. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 2人</li> <li>貸付意向農地の追加 2人</li> </ul>	(15)	(11)	(4)	(0)	(15)	(14)	(0)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。</li> <li>規模拡大農業者に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
4	古郡	R6. 2. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 2人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 2人</li> <li>貸付意向農地の追加 7人</li> </ul>	(11)	(10)	(1)	(0)	(11)	(9)	(0)	(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>水稲の有機栽培・特別栽培は引き続き取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく。</li> <li>飼料用米もまとまって取り組んでいく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
5	大川渡	R6. 2. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(10)	(9)	(1)	(0)	(10)	(8)	(0)	(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。</li> <li>複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
7	下中野目	R6. 2. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の追加 1人</li> </ul>	(5)	(4)	(1)	(0)	(5)	(4)	(0)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。</li> <li>複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
11	須走	R6. 2. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(9)	(8)	(1)	(0)	(9)	(8)	(0)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耕畜連携に積極的に取り組んでいく。</li> <li>段階的に連坦化するための計画を作成する。</li> <li>直播の面積を順次拡大しコスト低減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>

令和5年度第5期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
14	鷺畑	R6. 2. 9	・中心経営体の削除 ・中心経営体の追加 2人 2人	(7) 7	(7) 7	(0) 0	(0) 0	(7) 7	(7) 7	(0) 0	(0) 0	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。	・V溝直播田植えを組織化し、経営体の生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
16	東堀越	R6. 2. 9	・中心経営体の削除 ・中心経営体の追加 1人 1人	(17) 17	(17) 17	(0) 0	(0) 0	(17) 17	(11) 11	(0) 0	(6) 6	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・水稻の有機栽培・特別栽培は引き続き取り組んでいき、高付加価値化を实践していく。 ・大豆を中心として複合化経営に取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく。 ・飼料用米もまとめて取り組んでいく。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
20	平足・上川尻	R6. 2. 9	・中心経営体の経営面積変更 ・中心経営体の引受意向面積変更 ・貸付意向農地の追加 1人 1人 1人	(7) 7	(6) 6	(1) 1	(0) 0	(7) 7	(5) 5	(0) 0	(2) 2	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値化として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
22	工藤	R6. 2. 9	・中心経営体の追加 ・中心経営体の経営面積変更 ・中心経営体の引受意向面積変更 ・貸付意向農地の追加 1人 1人 2人 2人	(3) 4	(2) 3	(1) 1	(0) 0	(3) 4	(3) 4	(0) 0	(0) 0	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
23	無音	R6. 2. 9	・中心経営体の追加 ・貸付意向農地の追加 1人 1人	(10) 11	(7) 8	(3) 3	(0) 0	(10) 11	(5) 6	(0) 0	(5) 5	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和5年度第5期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針		
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者					一般農業者
24	関根	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積変更 3人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(13)	(10)	(3)	(0)	(13)	(10)	(0)	(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者や新規就農者は農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。</li> <li>大豆機械利用組合が組織化されており、播種、中耕培土、刈取を共同作業で行っている。</li> <li>新規就農を促進していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
26	八色木	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 2人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 2人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 9人</li> <li>貸付意向農地の追加 7人</li> </ul>	(21)	(17)	(4)	(0)	(21)	(16)	(0)	(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。</li> <li>畜産農家と連携し、飼料米栽培に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
27	豊栄	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の追加 1人</li> </ul>	(10)	(8)	(2)	(0)	(10)	(9)	(0)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的に農地集積を進めながら、中心となる経営体の生産性の向上を図っていく。</li> <li>複合化に積極的に取り組んでいく。</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
28	小中島	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 2人</li> <li>貸付意向農地の追加 2人</li> </ul>	(12)	(6)	(6)	(0)	(12)	(11)	(0)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。</li> <li>複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく。</li> <li>6次産業化に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
34	下通	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 2人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 3人</li> <li>貸付意向農地の追加 5人</li> </ul>	(15)	(15)	(0)	(0)	(15)	(13)	(0)	(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで集落でまとまって大豆の団地化(ブロックローテーション)に力を入れてきたが、今後とも継続して取り組んでいく。</li> <li>農地の条件整備や環境保全活動に取り組んでいく。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集約し、生産性の向上を図る。</li> <li>特別栽培の拡大により、高付加価値化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>

令和5年度第5期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針		
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者					一般農業者
36	東渡前	R6.2.9	・中心経営体の追加 ・貸付意向農地の追加 1人 1人	(8) 9	(5) 6	(3) 3	(0) 0	(8) 9	(5) 6	(0) 0	(3) 3	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。	・地域で転作物のブロックローテーション化に取り組み、生産性の向上を図る。 ・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
37	西渡前	R6.2.9	・中心経営体の追加 ・貸付意向農地の追加 1人 1人	(10) 11	(8) 8	(2) 3	(0) 0	(10) 11	(7) 8	(0) 0	(3) 3	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。	・今後、地域の中心となる経営体については、規模拡大を視野に入れているものの、集落内、その他の農業者については、しばらく現状維持と思われる。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
38	和名川	R6.2.9	・中心経営体の経営面積変更 ・中心経営体の引受意向面積変更 ・貸付意向農地の追加 2人 2人 2人	(13) 13	(11) 11	(2) 2	(0) 0	(13) 13	(12) 12	(0) 0	(1) 1	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
39	砂塚	R6.2.9	・貸付意向農地の追加 1人	(7) 7	(6) 6	(1) 1	(0) 0	(7) 7	(4) 4	(0) 0	(3) 3	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
45	中荒俣	R6.2.9	・中心経営体の追加 ・中心経営体の経営面積変更 ・中心経営体の引受意向面積変更 ・貸付意向農地の追加 1人 1人 2人 1人	(9) 10	(6) 7	(3) 3	(0) 0	(9) 10	(9) 9	(0) 0	(0) 1	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく。 ・畜産との複合経営に取り組み環境保全型農業を目指す。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。



令和5年度第5期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				
46	宝徳	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更</li> <li>貸付意向農地の追加</li> </ul>	1人	(14)	(13)	(1)	(0)	(14)	(10)	(1)	(3)	・担い手は十分確保されている。 ・担い手に集積・集約化する。 ・規模拡大農業者へ農地を集積し生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
				1人	15	14	1	0	15	10	1	4		
				1人	合計(前回)	(458)	(393)	(65)	(0)	(458)	(367)	(2)		
					合計(今回)	481	409	72	0	481	386	2	93	

鶴岡市 人・農地プランの認定について (羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				
1	大口	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(7)	(6)	(1)	(0)	(7)	(5)	(1)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> <li>担い手に集積、集約化する。</li> <li>担い手の分散錯図を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>規模拡大農業者への農地の集積や、農地の交換により、作業効率を上げ、低コスト生産に取り組む。</li> <li>中心となる経営体以外の農業者は、草刈り等の作業受託により連携を図る。</li> <li>飼料用米の地産地消により、農地の保全と低コスト化、付加価値養豚に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
				7	6	1	0	7	5	1	1			
2	戸野・十文字・坂ノ下	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 3人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 5人</li> <li>貸付意向農地の追加 5人</li> </ul>	(12)	(11)	(1)	(0)	(12)	(8)	(0)	(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> <li>担い手に集積、集約化する。</li> <li>担い手の分散錯図を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産性向上を図り、利益の確保を図る。</li> <li>中心となる農業者を地域で育てる環境整備を行なう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
				15	14	1	0	15	10	0	5			
3	町屋・染興屋・川行	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 2人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 8人</li> <li>貸付意向農地の追加 3人</li> </ul>	(22)	(21)	(1)	(0)	(22)	(12)	(0)	(10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> <li>担い手に集積、集約化する。</li> <li>担い手の分散錯図を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。</li> <li>中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
				23	22	1	0	23	12	0	11			
4	仙道	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体経営面積の変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 2人</li> </ul>	(13)	(10)	(3)	(0)	(13)	(11)	(1)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> <li>担い手に集積、集約化する。</li> <li>担い手の分散錯図を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地の集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>農機具の共同化によるコストダウンを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
				13	10	3	0	13	11	1	1			

鶴岡市 人・農地プランの認定について (羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】						5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数			中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者					認定新規就農者
5	野荒町	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(4)	(3)	(1)	(0)	(4)	(4)	(0)	・担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>新規就農者への農地の集積を図ると共に、新規就農者の育成にも努める。</li> <li>規模拡大農業者の他に、営農組合を設立し生産費のコストダウンを図ると共に農地の保全に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
5	4	1	0	5	5	0								
6	猪俣新田・中屋	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の属性変更 2人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 2人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 2人</li> </ul>	(13)	(11)	(2)	(0)	(13)	(9)	(0)	(4)	・担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>新規就農者同士と連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の習得をともに目指す。</li> <li>中心となる経営体と連携するもの(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付、水管理、集落営農オペレータ等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
13	11	2	0	13	9	0	4							
7	今野	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 11人</li> </ul>	(11)	(10)	(1)	(0)	(11)	(11)	(0)	・担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>農業者同士と連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。</li> <li>中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
12	11	1	0	12	12	0								
8	屋田・富沢・黒瀬	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(14)	(12)	(2)	(0)	(14)	(12)	(0)	(2)	・担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積し、生産コストダウンを図る。</li> <li>新規就農者同士、労働力調整、生産技術、経営管理技術の修得を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
14	12	2	0	14	12	0	2							

鶴岡市 人・農地プランの認定について (羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者					
9	白山	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(8) 8	(6) 6	(2) 2	(0) 0	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>規模拡大農業者に農地集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>		
10	松尾・石野新田	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積の変更 2人</li> <li>貸付意向農地の追加 7人</li> </ul>	(13) 14	(10) 10	(3) 4	(0) 0	(13) 14	(12) 13	(0) 0	(1) 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>規模拡大農業者へ農地の集積を進める。</li> <li>田床改良を実施し、土づくり・高付加価値化を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>		
11	市野山	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(12) 13	(11) 12	(1) 1	(0) 0	(12) 13	(11) 12	(0) 0	(1) 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>耕作放棄地を解消する。</li> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>中心となる経営体に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>		
12	中里	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 2人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 2人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 3人</li> <li>貸付意向農地の追加 4人</li> </ul>	(8) 10	(8) 10	(0) 0	(0) 0	(8) 10	(5) 7	(1) 1	(2) 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>集落農業者の高齢化に伴い、地域の農業の担い手への集積が図られ持続可能な農業経営を実践するため、新規就農者を中心とした法人化に向けた取り組みを行う。</li> <li>農地中間管理機構へ農地を貸し付け、新規就農者が中心となった法人への集積を行い、将来にわたって持続可能な農業経営を行い、次世代につないでいく。</li> <li>生産品目の明確化による複合経営を行い、高付加価値化を加えようとして、6次産業化に向けた取り組みを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>		

鶴岡市 人・農地プランの認定について (羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農 (任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				
13	月山ろく11-3団地	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積変更 2人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 2人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(43)	(38)	(5)	(0)	(43)	(37)	(2)	(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手はいるが十分ではないため、話し合い活動等により若手農業者への農地の集積・集約化を図る。</li> <li>・輪作体系の推進を図るため、受け皿となる組織化等を検討する。</li> <li>・観光農業や小麦など各種農産物の「月山高原ブランド」化も視野に入れ、将来の農地利用のあり方を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月山ろく11-3団地の地域農業のあり方を推進する体制整備に取り組む。</li> <li>・出羽三山・月山高原・松ヶ岡等と連携し、景観も活用した観光農業に取り組む。</li> <li>・地域内畜産農家と連携した循環型農業を推進し、高品質な農作物の栽培に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理機構を活用した農地流動化に取り組む。</li> </ul>
合計 (前回)				(180)	(157)	(23)	(0)	(180)	(145)	(5)	(30)			
合計 (今回)				190	166	24	0	190	153	5	32			

令和5年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(楡引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									担い手の確保状況	5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方				
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者		
1	上山添	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 2人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(12)	(11)	(1)	(0)	(12)	(9)	(0)	(3)	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>集落内の認定農業者等個人の担い手へ農地を利用集積又は農作業委託を行う。</li> <li>個別農家が規模拡大していく方向。集積に当っては生産組合全体で調整を図る。</li> <li>ハウス等を利用した園芸作物等の栽培、販売により、高齢者・女性等の労働の場を提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
4	西荒屋	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の属性変更 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 3人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 8人</li> <li>貸付意向農地の追加 7人</li> </ul>	(26)	(26)	(0)	(0)	(26)	(24)	(0)	(2)	・担い手は十分確保されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光果樹園の取り組みや産直・加工施設の活用により、今後とも農産物の高付加価値化、6次産業化に努める。</li> <li>中心となる経営体へ水田を集積することにより、水稲の生産費のコストダウンを図りつつ、その他の農業者は果樹経営に専念していく。</li> <li>水田の連担化を推し進め、作業効率の向上に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
5	板井川	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(14)	(14)	(0)	(0)	(14)	(13)	(0)	(1)	・担い手は十分確保されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>果樹・花卉・野菜の高付加価値農産物の生産に取組み、複合経営の確立をする。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付け、繁忙期に作業支援等の役割を担うほか、新規就農者には知見を活かした技術的指導や助言を行う。</li> <li>中心となる経営体5名(刈取面積28ha)と2名(刈取面積15ha)の水稲刈取機械共同利用組合は、規模拡大と償却に伴い定期的に機械の更新を図る。</li> <li>大豆は転作作目の基幹として毎年作付が増加しており、大豆生産組合による播種から刈取までの共同作業により低コスト化を図っている。今後は栽培管理に、多機能作業機を導入して、高品質と多収穫を目指す。</li> <li>中心となる経営体のうち水稲自家乾燥・調整する7名は、規模拡大と償却に伴い定期的に機械の更新を図る。</li> <li>果樹との複合経営をめざす中心となる経営体は、規模拡大と作業の効率化を図るため防除機・高所作業車等を導入する。</li> <li>担い手1名が経営を承継する。後継者が新規就農(継承型)の青年新規就農給付金を申請をし、H.28年4月よりハウスでのミニトマトの栽培に取組、所得200万を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	

令和5年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(櫛引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
6	西片屋	R6.2.9	・中心経営体の属性変更 1人	(16)	(14)	(2)	(0)	(16)	(14)	(0)	(2)	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積・集約化する。	・水稻について、その他の農業者の労力と連携しながら、(農)西片屋ふぁーむ及び認定農業者が中心となって農地の集積を図り、高品質の米づくりを推進する。 ・果樹(さくらんぼ)については、施設の更新、観光果樹園のPR、高付加価値化、6次産業化等の取組を通じて、地域全体の収益向上に繋ぐ。 ・野菜等の生産、販売の取組を通じて、転作からの所得確保に努める。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
7	東南	R6.2.9	・中心経営体の追加 4人 ・中心経営体の削除 3人 ・中心経営体の経営面積変更 1人 ・中心経営体の引受意向面積変更 5人 ・貸付意向農地の追加 2人	(17)	(17)	(0)	(0)	(17)	(5)	(0)	(12)	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・集落の機械共同利用組合により、共同作業により農作業を実施する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
9	桂荒俣	R6.2.9	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の引受意向面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(5)	(5)	(0)	(0)	(5)	(3)	(0)	(2)	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・中心となる経営体同士の綿密な連携の元、共同化による大型機械の導入などにより経営安定を計り、地域の特色を出した生産物の生産を行い、離農農家の受け皿となる組織を目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
12	三千刈	R6.2.9	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の経営面積変更 3人 ・中心経営体の引受意向面積変更 4人 ・貸付意向農地の追加 1人	(11)	(9)	(2)	(0)	(11)	(9)	(0)	(2)	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・果樹・野菜の高付加価値農産物の生産に取り組み、複合経営の確立をする。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付け、繁忙期に作業支援等の役割を担うほか、新規就農者には知見を活かした技術的指導や助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
13	黒川上	R6.2.9	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の属性変更 1人 ・中心経営体の経営面積変更 5人 ・中心経営体の引受意向面積変更 4人 ・貸付意向農地の追加 1人	(21)	(20)	(1)	(0)	(21)	(15)	(1)	(5)	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合又は作業受託組織は、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開する。 ・新規就農者同士が連携し、生産技術や経営技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、補完的農業従事者として地域に関わる。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和5年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(楡引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				今後の地域農業のあり方
15	黒川下	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の属性変更 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 7人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 9人</li> <li>貸付意向農地の追加 4人</li> </ul>	(27) 28	(24) 25	(3) 3	(0) 0	(27) 28	(23) 25	(1) 1	(3) 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積を行い、生産費のコストダウンを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
16	松根	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 5人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 5人</li> <li>貸付意向農地の追加 7人</li> </ul>	(9) 9	(8) 8	(1) 1	(0) 0	(9) 9	(8) 8	(0) 0	(1) 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>稲作については特定の中心的経営体に農地の集約が進み、コストダウンが図られる方向に進む。</li> <li>地区産米のブランド化(高付加価値化)を模索し、収益の増加に繋げる。</li> <li>加工・流通業者や産直施設との連携を進展する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
17	宝谷	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 2人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 4人</li> <li>貸付意向農地の追加 4人</li> </ul>	(6) 7	(5) 6	(1) 1	(0) 0	(6) 7	(3) 3	(0) 0	(3) 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域にあった方法で生産組合・認定農業者を中心に農地の利用集積または、農作業受委託を行い規模拡大を図る。</li> <li>転作についてはそばを中心に取組み、引き続き団地化と集団化を図りながら組織活動の活性化に努め、良食味そばを安定生産する。</li> <li>宝谷そば生産組合は、現在玄そばの販売のみであるが、そば粉での販売や更なる商品開発を模索しており6次産業化を推進していく。また、作業者の高齢化により、施肥の省力化の検討や組織の法人化も視野に入れた取り組みを展開していく。</li> <li>そばの高品質化を目指し規格外品を出さないよう適期刈取り及び調整方法の適正化を強化しブランド品を生産・販売する事を目標に頑張る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
18	楡代	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 2人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 3人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(20) 21	(18) 19	(2) 2	(0) 0	(20) 21	(17) 17	(0) 0	(3) 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心的経営体への農地の集積と生産費のコストダウンを図る。</li> <li>地域の特性(きれいな水、中山間)を生かした作物の栽培と生産技術、経営手腕の向上を図り、高付加価値農業を目指す。</li> <li>その他の農業者は、中心的経営体と連携して地域の財産(農業用道水路)の維持管理に協力するなど、補足的農業従事者として地域に関わる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
19	田代	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 2人</li> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 8人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 9人</li> <li>貸付意向農地の追加 2人</li> </ul>	(42) 43	(39) 40	(3) 3	(0) 0	(42) 43	(31) 32	(0) 0	(11) 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水稲を中心に複合経営を進める。</li> <li>農業機械の共同購入、共同所有をし、稼働率向上を計り経営改善に努め経費の削減を図る。</li> <li>集落内の認定就農者が中心となって、利用集積・作業受託を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>



令和5年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(櫛引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針		
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者					一般農業者
20	馬渡	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 2人</li> <li>中心経営体の削除 2人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 5人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 5人</li> </ul>	(21)	(19)	(2)	(0)	(21)	(17)	(0)	(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・馬渡生産組合、農業委員が中心となって、農地の利用集積に向けた調整を進める。</li> <li>・集落内の認定農業者が中心となって、利用集積・作業受託を推進する。</li> <li>・特別栽培米の生産拡大に取組み、付加価値の向上に努める。</li> <li>・ヘリコプター防除の効率的利用やカントリーエレベーターの利用促進を図り、米の生産コストの低減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
合計(前回)				(247)	(229)	(18)	(0)	(247)	(191)	(2)	(54)				
合計(今回)				257	239	18	0	257	199	2	56				

令和5年度 第5期 鶴岡市「人・農地プラン」の認定について（朝日地域）

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	-3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
2	熊出	R6. 2. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 3人</li> <li>貸付意向農地の追加 8人</li> </ul>	(16)	(14)	(2)	(0)	(16)	(10)	(0)	(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。</li> <li>新規青年就農者に農地を集積していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
4	本郷	R5. 12. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 7人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(27)	(26)	(1)	(0)	(27)	(11)	(0)	(16)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。</li> <li>担い手の分散</li> <li>複合経営に取り組み、利益の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
合計（前回）				(43)	(40)	(3)	(0)	(43)	(21)	(0)	(22)				
合計（今回）				43	40	3	0	43	21	0	22				

令和5年度第5期鶴岡市人・農地プランの認定について(温海地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	温海地域	R6.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 2人</li> <li>貸付け意向農地 1人</li> </ul>	(44)	(40)	(4)	(0)	(44)	(19)	(1)	(24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分でない。</li> <li>・担い手に集積・集約化する。</li> <li>・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> <li>・耕作放棄地を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温海地域は山間地が多いため、条件のよい農地については、規模拡大志向の農業者や新規就農者へ農地を集積する。</li> <li>・認定農業者や(農)かすみ等を優先して集積させ、集約できない農地はあつみ農地保全組合と協議する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理機構を活用した農地集積・集約を推進する。</li> </ul>	
44	40	4	0	44	19	1	24								